

環境厚生常任委員長報告

(H24.10.1)

環境厚生常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、第 1 号議案、平成 2 4 年度一般会計補正予算の本委員会所管分ではありますが、その主な内容は、民生費での、

小規模多機能型居宅介護事業所、及び、認知症高齢者グループホームの整備並びに開設準備に要する費用の助成に係る増額補正、衛生費での、

ポリオ予防接種が不活化ワクチンによる医療機関での個別接種に移行することに伴う増額補正等です。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって可決すべきものと決定しました。

次に、第 2 号議案、平成 2 4 年度介護保険事業特別会計補正予算ではありますが、

過年度国庫支出金等の精算による返納金に係るものです。

別段異論なく、採決の結果は、全員をもって可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告とします。

くらしに関わる

福祉関係の予算を増額

- ・小規模多機能型居宅介護事業所と認知症高齢者グループホームの開設助成

- ・ポリオ予防接種に不活化ワクチン

高齢者が住みなれた地域で生活できる基盤を整えるための施設整備や、ワクチンの副作用によるまひの心配がなくなる制度改正などに関わる内容です。

埋立ごみの容量を

減らす機械を更新

エコトピア亀岡（埋立処分場）

計画の適切な進行のために

問 更新する理由は。

答 現在の機械は15年間使用し続けており毎年修理が続いている。埋立ごみを破砕・転圧し減容化する機械は、施設全体の計画に関わる重要な役割を担う。少なくとも処分場の計画期間、安定して使用できる必要がある。

平成 24 年 10 月 1 日（月） 環境厚生常任委員会資料

平成 24 年 8 月 21 日開催 議会報告会関連

【会場でお答えできなかったご意見・要望などの回答】

意見・要望などの概要

亀岡市営火葬場条例や亀岡市印鑑条例は、どこが、どう変わったのか。

ご意見への回答

住民基本台帳法の一部改正と外国人登録法の廃止によって、平成 24 年 7 月 9 日から、日本に滞在する外国人も日本人と同じように住民基本台帳に登録されるようになりました。法律が変わる前は、外国人は外国人登録制度によって、住んでいる市町村の外国人登録原票に登録されていました。

今回改正した火葬場条例や印鑑条例では、印鑑登録などの対象者を明確に亀岡市の行政施策の対象になる人と限定する必要があります。そのため、日本人は亀岡市の住民基本台帳に登録されている者、外国人は亀岡市の外国人登録原票に登録されている者という文言で規定されていました。外国人登録制度がなくなり、外国人も住民基本台帳に登録されることになったため、関係する文言を改正しています。また、あわせて細かな文言の整理も行っています。